

# 学校感染症証明書

和歌山県立紀北工業高等学校

科 年 組 番

氏 名

病名 (学校感染症)

学校感染症のため、

年 月 日 から 年 月 日まで

出席停止を必要としたことを認めます。

年 月 日

医療機関名

医 師 名

(教務規定 別表第2)

## 学 校 感 染 症

学校感染症と出席停止期間の基準		
	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)鳥インフルエンザ(H5N1に限る。)感染症法に規定される新型インフルエンザ等感染症・指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第 3 種	結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医がその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症*1	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

\*1 その他の感染症の例(ウイルス性肝炎等)